

議員の政治倫理に係る検討（案）

（議員の政治倫理）

第22条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、品位の保持に努め行動しなければならない。

2 議員は、市から活動や運営のすべてに対して補助金及び助成金の交付を受けている団体等の正副代表、理事、監事その他役員には就任しないものとする。

【検討点】

- 「・・・就任しないものとする。」 「・・・就任しないよう努める。」

- 「申合せ」として定める。